

熱海高校いじめ防止基本方針

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。
- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況をしっかりと確認することも必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験することがわかっている（※注1）。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行なわれたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気をつける必要がある。



※注1

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度である。

3 基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為であるが、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての生徒に向けた対応が求められる。

いじめが重篤になればなるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなるため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

(1)いじめの未然防止

生徒一人一人の自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、きまりを守ろうとする意識(規範意識)やお互いを尊重する感覚(人権感覚)をじっくり育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめの無い学校づくりにつながる。

そのために、学校においては、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方等の違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団作りに努めることが求められる。学級活動や道徳の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。

(2)いじめの早期発見

いじめはどこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して取り組むことが重要である。

学校は、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、日頃から定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切である。

(3)いじめの早期対応

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められる。その際、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。

対応にあたっては、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認し、対応することが重要である。その際、状況によっては警察や児童相談所、医療機関など関係機関と連携して対応する。

第2章 組織の設置

1 中核組織の設置

いじめの防止等については全職員を挙げて対応するが、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、その中核となる常設組織として校内に「いじめ問題対策委員会」(以下委員会)を設置する。

2 構成員

委員会の構成員は教頭、生徒指導対策グループ職員とし、必要に応じて学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、HR担任、部活動顧問等の関係の深い教職員や、学校支援心理アドバイザー等の外部専門家を加えることができる。

3 委員会の役割

委員会は、情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に(学期に2回程度)打ち合わせを行なう。また、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対応を協議する。

第3章 いじめの防止

1 未然防止のための対策

(1) 教職員と生徒の信頼関係づくり

生徒理解を基盤に、生徒に積極的にかかわり、その生徒の良さや可能性を認める姿勢を持つとともに、どの生徒にも公平に接する。教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒同士の望ましい人間関係づくり

授業、HR活動、学校行事、部活動を通じて共感的で自他理解を深める機会を設け、どの生徒にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。特に年度当初に実施されるHR活動や学年行事の集団行動は、新たな人間関係づくりに資するものとなるよう配慮する。

「人間関係づくりプログラム(※資料1)」等のソーシャルスキルトレーニング・プログラムを活用し、生徒のコミュニケーション能力向上や人間関係づくりをはかる。

(3) わかる授業の推進

生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業であることを踏まえ、授業自体が生徒のストレスとなることのないよう、わかる授業の推進をはかる。具体的には、公開授業や授業評価を通じ、授業改善をはかる。また、すべての生徒が授業に参加し、活躍できるよう、工夫する。

(4) 道徳教育の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。

具体的には、以下の事項に配慮して実施する。

- ・校則を守ることにより、規範意識を醸成する。
- ・社会人として恥ずかしくないマナーを身につける。
- ・思いやりがあり、温かみのある言葉遣いを身につけさせる。
- ・情報モラル教育の実施。

(5) 生徒による自主的な活動

学級活動や生徒会活動で生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。

(6) 保護者や地域および警察との連携

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

- ・PTAの会議や保護者あて通知等により、いじめ問題に対する理解を促し、相談窓口を周知する。
- ・保護者に対して生活アンケートを実施し、家庭における生徒の実態把握をはかる。
- ・休みがちな生徒には、保護者との連携を密にする。
- ・学校で実施した様々なアンケート集計結果や分析、保護者や地域に協力して欲しいことを伝える。
- ・スクールサポーターによる非行防止教室を行なう。

(7) 教職員の資質向上

教職員に対し、いじめ事例の検討などの研修を定期的に行なう。

※資料1 人間関係づくりプログラム

- ・以下のテーマで、それぞれ基本編、標準編、発展編のプログラムがある。
 - ①クラス作りのための人間関係づくり
 - ②行事における人間関係づくり

- ③規範意識と人間関係づくり
- ④いじめ・自殺防止対策としての人間関係づくり
- ⑤部活動における人間関係づくり
- ⑥ストレス対処と人間関係づくり
- ⑦キャリア教育／学力向上のための人間関係づくり
- ⑧目的達成(自己実現)のための人間関係づくり
- ⑨支え合うための人間関係づくり
- ⑩特別支援における人間関係づくり

第4章 いじめの早期発見

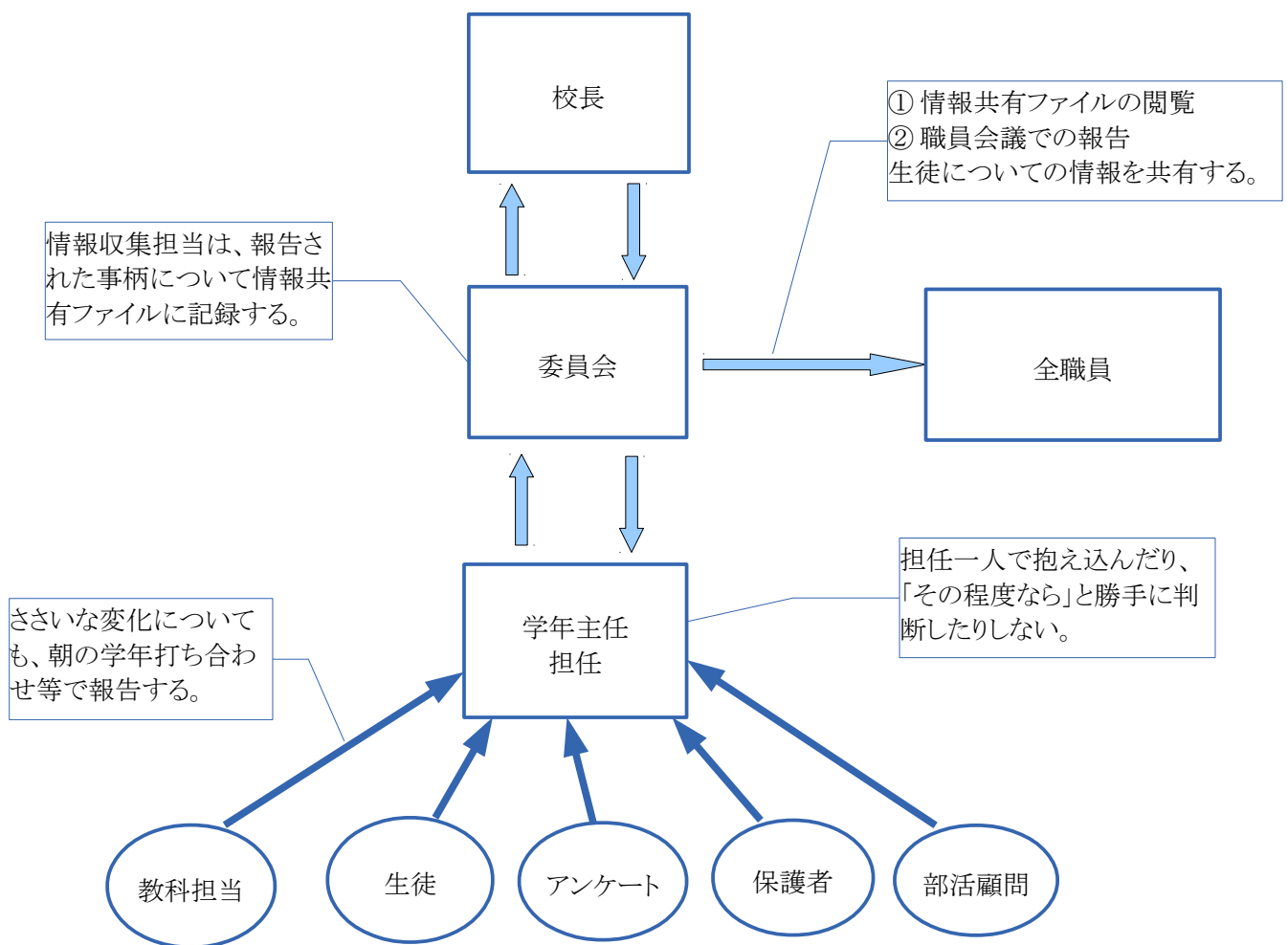
(1) 生徒の実態把握

- ・全教員は生徒に対する日常的な観察を基盤に、面談や家庭との連携をとって実態把握を行なう。
- ・生徒のささいな変化についても情報を共有し(図1)、いじめの早期発見に努める。委員会が情報を収集・記録し、定期的な会議で検討する。また、全教員がそれらの情報を共有できるようにする。
- ・全生徒を対象に、年5回程度の学校生活アンケートを実施する。

(2) 相談体制の整備

- ・生徒や保護者が担任、副担任、学年主任、生徒相談室、学校支援心理アドバイザー、管理職などいじめについて気軽に相談できることを周知する。
- ・学校支援心理アドバイザーなどの専門家の協力を要請し、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。
- ・いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る。

図1. 情報の収集と共有までの流れ



第5章 いじめの早期対応および措置

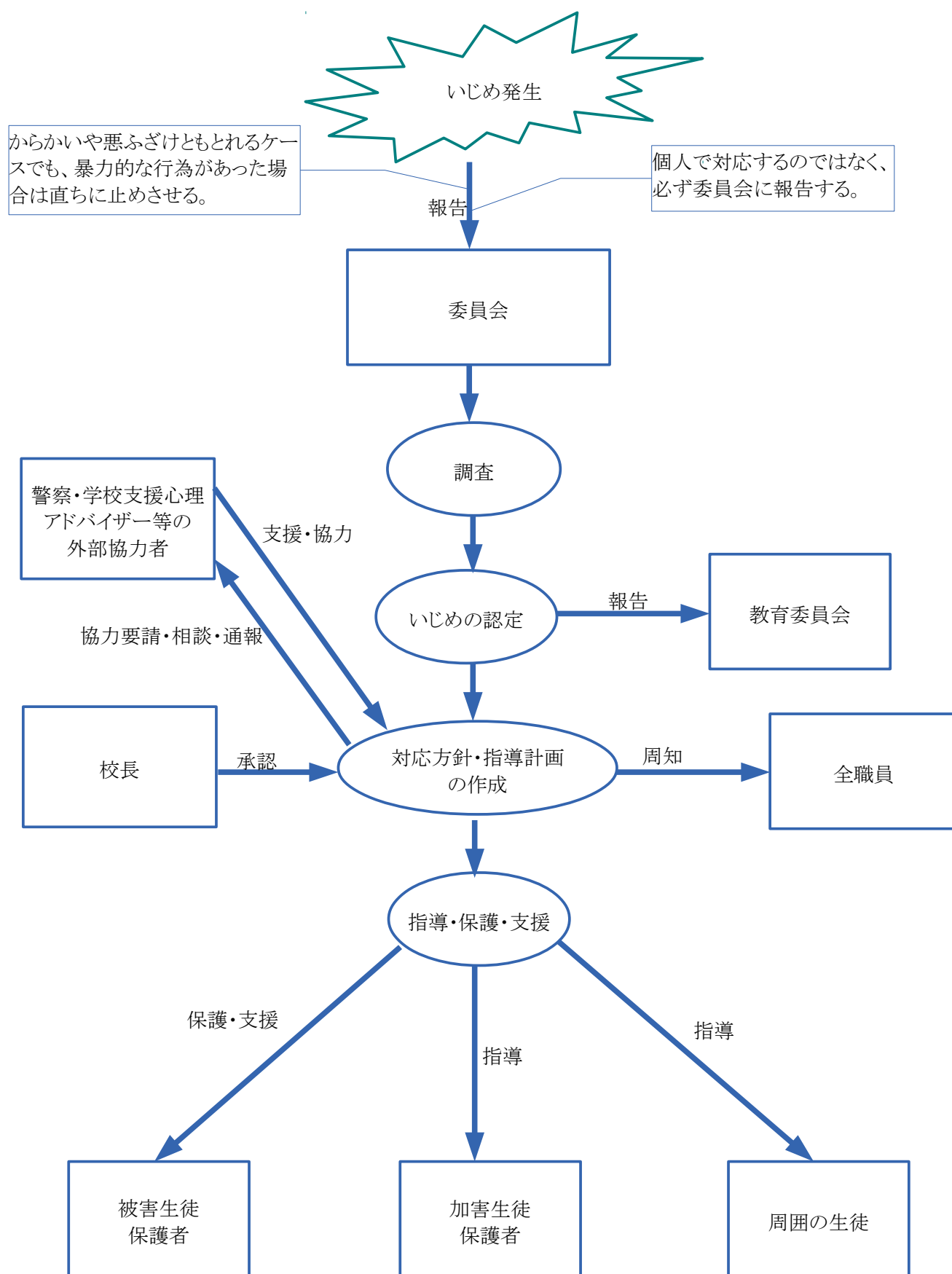
(1) 学校のいじめに対する措置

- a いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、まず委員会に報告する。委員会は関係者から聞き取りによる事実確認を行う。その際、保護者と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ることに十分配慮する。
いじめが確認された場合には、静岡県教育委員会(以下「県教委」)に報告する。
- b いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、委員会が中心となり、必要に応じて学校支援心理アドバイザーなどの専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行なった生徒とその保護者に対する指導、助言など、具体的な対応方針や指導計画案を作成し、校長の承認を得る。
- c 必要に応じて、いじめを行なった生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行なわせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。また、いじめを行なった生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に懲戒を加える。
- d 周囲の生徒に対しては、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させ、いじめを止めることは出来なくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- e いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行なった生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者に事実確認によって得られた情報を提供し、指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
- f いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに警察に通報するなど、適切な支援を求める。

(2) 関連機関との連携

- ・日頃から警察や学校支援心理アドバイザーなどの専門家との協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応する。
- ・委員会は、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

図2. いじめ対応の流れ



第6章 重大事態への対処

ア 重大事態のケース

重大事態とは次のような場合を言う。

- (ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金銭を奪い取られた場合
 - 等
- (イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- (ウ) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

イ 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、委員会は県教委に報告し、県教委の判断のもと、速やかに県教委又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行なう。また、県教委の判断のもと、その旨を知事に報告する。この際、性急な因果関係の特定を避ける。なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合には、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望に十分配慮をしながら、速やかに調査を行なう。

ウ 情報の提供

県教委又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

エ 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。

第7章 取り組みの検証およびその見直し

(1) 年間を通した取り組みの検証および見直し

委員会は、年間を通した取り組みの検証を、三学期の定期打ち合わせで行なう。その際、必要に応じて学校基本方針および次年度の年間計画の見直しを行なう。

(2) 定期的な打ち合わせでの検証

委員会は、年間計画に基づいた取り組みの進捗状況の確認および学校生活アンケートの検証を、定期的な打ち合わせで行なう。